

自賠責保険基準料率に関する届出のポイント

損害保険料率算出機構は、平成 25 年 1 月 15 日、自動車損害賠償責任（自賠責）保険の基準料率を、平成 25 年 4 月 1 日以降に保険期間が始まる契約について、平均で 13.5%※引き上げることを金融庁長官に届け出ました。

※ 改定率は用途・車種等によって異なります。このため、すべての契約が 13.5%の引上げとなる訳ではありません。

Q 1. なぜ、平成 23 年度にも引上げを行っているのに、再度引上げが必要になったのですか？

▽ 現行の基準料率（平成 23 年 4 月 1 日改定）は、平成 20 年 4 月 1 日改定時に設定された考え方にに基づき、平成 25 年度に、再度の引上げを行うことを予定して算出されたものです。

- ・ 平成 20 年 4 月 1 日改定の基準料率（平成 23 年 4 月 1 日改定の前の基準料率）は、平成 19 年度末までに生じていた保険金をお支払いするための余剰資金（保険料を受領してから保険金をお支払いするまでの期間に生じた利息など）を、平成 20 年度から平成 24 年度までの 5 年間、保険料の引下げという形で契約者に還元することとし、本来必要な水準よりも低い保険料として算出されたものとなっていました（⇒Q 2 参照）。

このため、上記の余剰資金の還元が終了した後の平成 25 年度以降の契約について、基準料率を本来必要となる水準に引き上げることが予定されていました。

- ・ しかし、平成 22 年度の自賠責保険の収支状況の検証により、平成 20 年 4 月 1 日改定時の予測と比較して、収支が悪化し、余剰資金が減少したことが判明しました。そこで、平成 20 年 4 月 1 日改定の基準料率のままでは、平成 25 年度を迎える前に、保険金をお支払いするために必要な資金を確保できなくなる見込みとなりました。

このため、平成 25 年度に基準料率を本来必要となる水準に引き上げる際に、契約者の保険料負担が急激に増加することを緩和することを目的として、平成 23 年 4 月 1 日に、基準料率を平均で 11.7%引き上げる改定を行いました（注）。

▽ 今般の自賠責保険の収支状況の検証の結果、平成 23 年 4 月 1 日改定以降の収支は、ほぼ算出時の見込みどおりの推移となり、現行の基準料率のままでは、平成 25 年度以降の契約について、保険金をお支払いするために必要な資金を確保できなくなることから、予定どおり、平成 25 年度に再度の引上げを行うこととなりました。

（注）平成 23 年 4 月 1 日改定の詳細につきましては、「自賠責保険基準料率に関する届出のポイント」（平成 23 年 1 月届出）および「自賠責保険基準料率に関する改定のご案内」（平成 23 年 1 月届出）をご参照下さい。

Q2. なぜ、余剰資金を契約者に還元するのですか？

- ▽ 自賠責保険の基準料率については、社会経済環境の変化等によって、料率算出時の見込み（保険料）と実績の支出（保険金）に差額が生じることがあります。
- ▽ また、保険会社が保険料を受領してから保険金をお支払いするまでにタイムラグがあり、その間保険会社はその資金を有価証券や貸付金等で運用しているため、この間の利息が蓄積されることになります。
- ▽ 自賠責保険の基準料率は、ノーロス・ノープロフィットの原則（※）に従って算出されるため、上記の過去契約分の収支差額の累計と利息の蓄積についても保険会社の利益や損失とはせず、これらを勘案して算出されます。
- ▽ 具体的には、過去契約分の収支差額の累計と利息の蓄積を勘案し、黒字となれば保険料の引下げという形で、契約者への還元が行われます。

※ノーロス・ノープロフィットの原則とは

自賠責保険は被害者保護を目的とした強制保険であるため、その基準料率は、自賠法第25条によって「能率的な経営の下における適正な原価を償う範囲内でできる限り低いものでなければならない」と定められており、利潤や不足が生じないように算出されています。これを「ノーロス・ノープロフィットの原則」といいます。

届出内容の詳細につきましては、「自賠責保険基準料率に関する届出のご案内」をご参照下さい。